安全の手引き

令和5年1月 在モルディブ日本国大使館

Embassy of Japan in Maldives
5th and 8th Floor、 Aagé Building、
12 Boduthakkurufaanu Magu、
Henveiru、 Malé、 20094
電話+960-330-0087、FAX+960-330-0065

在モルディブ日本国大使館 http://www.mv.emb-japan.go.jp/ 外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

<u>目 次</u>

Ι	はじめに	3
п	防犯の手引き	4
1	防犯の基本的な心構え	4
2	当地における最近の犯罪発生状況	4
3	防犯のための具体的注意事項	5
(1	1)住居選択	
(2	2)外出時	
	3)生活上	
	テロ・誘拐対策	7
5	麻薬事件等に対する警戒	8
6	緊急時に役立つ簡単な現地語	8
Ш	事故防止対策	1 0
1	交通事故	1 0
2	海上での事故	1 0
IV	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	1 1
〈 Þ	内乱・暴動等に備えた心得〉	
1	平素の心構え・準備	1 1
(1	Ⅰ)連絡体制の整備	
(2	2) 一時避難場所及び緊急退避先	
(3	3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備	
2	緊急時の行動	1 2
(1	l)心構え	
(2	2)情勢の把握	
(3	3)大使館への通報等	
(4	1)国外への退避	
V	資料	
1	緊急事態に備えてのチェックリスト	1 4
2	緊急時連絡先リスト	1 5

I はじめに

モルディブで生活されている在留邦人の皆様にとって、事件や事故に巻き込まれることなく、安全に生活を送ることのできる基盤造りは大変重要です。

この基盤造りの一助として、在留邦人の皆様が遭遇するかもしれない事件や事故に対する具体的な心構えや注意事項を記した〈安全の手引き〉を作成しました。

この手引きが、当国で生活される在留邦人の皆様の一助になれば幸いです。

●「在留届」及び「たびレジ」の登録

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられています。以下のリンク先より速やかなご提出をお願い致します。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

なお、旅行等で他国に3か月未満の滞在をされる場合には、「たびレジ」へのご 登録をお願い致します。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

●下記のリンク<u>「海外安全 虎の巻」</u>及び「<u>大使館・総領事館ができること・できないこと</u>」には事件や事故の際に、当館ができることについて記載してありますので、併せてご一読下さい。

(海外安全 虎の巻)

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf

(大使館・総領事館ができること・できないこと)

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf

Ⅱ 防犯の手引き

海外生活における安全のための三原則 「**目立たない**」、「**行動を予知されない**」、「**用心を怠らない**」

1 防犯の基本的な心構え

あらかじめ対策を講ずることにより、被害者となる確率を低くすることができま す。具体的には、以下に留意して下さい。

- (1) 何よりも「自分と自分の家族の安全は自分たち全員で守る」との心構え(家 族全員で安全意識を高める)が基本であることを忘れない。
- (2) 「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を怠らない。
- (3) 現地の文化、習慣や社会的価値観に十分に配慮しつつ行動する。
- (4) 住居の安全対策が、生活面での安全対策の基盤であることを意識する。
- (5) 治安情勢等に関する情報が日頃から入手できるようなネットワーク作りを心がける。
- (6) 犯罪者が狙いやすい住居の外周、玄関ドア、窓など、住まいや身の回りを常 時点検し、危険と思われる箇所は改善する。

2 当地における最近の犯罪発生状況

(1)治安情勢

首都マレ市及び住民島では、全般的に大きな問題はありませんが、政情の変化に注意を払う必要があります。犯罪集団(ギャング)、違法薬物の蔓延、イスラム過激思想の流入の3つが治安上の課題とされています。リゾート島では一般的に治安は安定していますが、スリや置き引き等の一般犯罪に対する一定の注意は必要です。

(2)テロ情勢

シリアやイラクなどの紛争地域の戦闘に参加したモルディブ人が帰還していたり、インターネットやSNS等からイスラム過激派の思想が流入している可能性があります。また、警察の摘発作戦により逮捕者が発生していることから、今後の情勢に十分注意してください。

(3)犯罪状況

ア モルディブ国内に存在しているギャング組織が、違法薬物の密輸入や売買など を行い、違法薬物の蔓延を助長しているとされています。

イ 空き巣、置き引き、ひったくりなどの一般犯罪が発生しており、注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項

モルディブの場合、〈首都マレ市など都市部〉、〈住民島〉、〈リゾート島〉のいずれに居住するかによって住環境が異なります。

ここでは〈首都マレ市など都市部〉での居住を想定した防犯対策について説明します。なお、いずれの場合も、火事など緊急時の避難経路の確認を十分に行って下さい。

(1) 住居選択の際の一般的注意事項

- ① 選定地域の治安状況等を確認する。
 - 大通りに近い、治安の良好な場所を選定。
 - ・政府要人の建物、軍・警察関係施設、重要経済施設、モスク等人の多く集まる 所はできるだけ避ける。

② 住居の安全性を確認する。

〈集合住宅の場合〉

- ・建物の出入り口(裏口を含む)の警備・管理(オートロック等)がしっかりな されている。
- ・外部からの侵入を防ぐため、上層階が好ましいが、隣接するビルから屋根やベランダを伝って侵入できそうな物件は避ける。
- ・防火設備や非常階段がない建物への入居は避ける。

(2) 外出時の注意事項

ア ひったくり

オートバイを利用したひったくり事件が発生しています。特にハンドバッグやスマートフォンが狙われる可能性がありますので、注意が必要です。

〈対策〉

- ●人通りの少ない路地や、深夜・早朝の歩行は避ける。
- ●バッグ等は身体の車道側に持たない。
- ●歩きスマホなど、注意散漫な状態でスマートフォンを使用しない。

イ スリ、置き引き

混雑した場所やビーチなどでスリ・置き引き事件が発生しています。

〈対策〉

- ●支払い以外の場面で、現金や財布を見せない。
- ●身体を押されたり、触られたりしたら、すぐに所持品を確認する。
- ●手荷物を身から離さない。

ウ 窃盗(空き巣)

外出中に、自宅の現金や電化製品(携帯電話、パソコン等)が盗まれる空き巣事件が発生しています。過去に、在留邦人宅に何者かが侵入し、現金、家財道具、パスポート等が盗まれたケースがあります。

〈対策〉

●前述の〈住居選定の際の注意事項〉を参照。

エ 強盗、殺人及び脅迫

人通りの少ない路地などで、刃物を使って金品を脅し取る路上強盗事件が発生しています。特に夜間の発生が多くなっていますが、日中でも注意が必要です。

〈対策〉

●人通りの少ない路地をできるだけ避け、周囲に注意を払う。

〈空き巣・強盗の被害にあった場合〉

- ●強盗に入られた場合は、抵抗せず身の安全の確保を最優先する。
- ●空き巣にあった場合は、現場を保存し、直ちに最寄りの警察署に届ける。ビルで警備員を雇用している場合、警備会社の管理者が来て現場を見せるよう要求することもあるが、警察が来るまでは現場に近付けない。なお、盗難保険に加入している場合は、警察による調書が必要。

[乗り物の盗難]

当地では、四輪車両台数が少なく、バイクや自転車を交通手段とする場合が多いことから、これらを対象とした盗難事件が多発しています。夜間に人通りの少ない所や目の届かない所に駐車することは避けて下さい。バイク等から離れる際は必ず施錠し、前かご等に荷物を置いたままにしないようにして下さい。

[夜間に外出する際の注意事項]

当地では、夜間に強盗や強制わいせつ等が散発的に発生しています。あらかじめ 家族等に外出先及び帰宅時間等を知らせ、暗い道での徒歩は避け、帰宅が遅くなっ た場合は、できるだけ人通りのある大きな道路を通行するようにして下さい。

(3) 生活上の注意事項

ア 風俗・習慣・国民性

国民100%がイスラム教徒(スンニ派)であり、イスラム教の教義に基づいた生活をしており、その風俗・習慣を尊重する必要があります。水着や露出の多い服装で市街地を訪れるのは避けましょう。断食期間(ラマダン)中には、モルディブ人は日中の飲食が禁じられているので、日中の飲食に際しては配慮が必要です。また、アルコール飲料、豚肉等の持ち込みは法律で禁じられています。

イ 隣人や使用人との関係

- (a) 隣人と良好な人間関係を維持し、隣人がどういう人物かを知っておくことが 有効。
 - (b) 最寄りの邦人(知人) 宅の位置及び連絡方法を確認する。

ウ 訪問者

- (a)訪問者があっても、直ぐに扉を開けず、覗き窓やインターフォンで確認し、 ドアーチェーンをかけたままで対応する。
- (b) 頼んでもいないのに工事関係者等が来たら、内部に入れずに用件、会社名、 身分証明書を確認し、更に会社に電話で確認する。

[施錠]

- (a) 外出時及び夜間就寝時には、確実に戸締まりをする習慣をつける。
- (b) 自宅の鍵は本人か家族が管理し、使用人や警備員には絶対任せない。
- (c) 外出の際は、主寝室はもちろん、貴重品を保管している引き出しの鍵も必ずかける。

[写真撮影]

警察本部、軍施設等周辺は、写真撮影の禁止区域となっているので、注意が必要。

(4) デモ活動への注意喚起

2023年秋に大統領選挙が予定されており、各政党による選挙活動が活発に行われる見通しです。野党勢力によるデモや抗議集会などが頻繁に行われる可能性があり、警察との衝突や過激化する虞も排除されないことから、周辺にはむやみに近づかないよう、安全に十分注意してください。

4 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

最近の国際テロ情勢に照らした場合、「安全な国はない」との基本認識をもって 対策を考えることが重要です。2020年2月、警察による過激主義者の取締を受 け、報復としてフルマレ島で外国人3名をナイフで刺傷する事件が発生しました。

また、2021年5月には、元大統領を狙った爆破暗殺未遂事件が発生しています。

最近の国際情勢の影響から、イスラム過激思想の広まりが治安に影響を与えつつあり、近年ではアッドゥ市において過激派が逮捕されていますので、留意する必要があります。常に国際テロ・国内情勢に関する最新情報に注意を払い、不測の事態に備えてください。

(2)誘拐対策

当国では、これまでに邦人を対象にした身代金目的の誘拐事件が発生したことは

ありませんが、注意を怠らないようにしてください。

ア対策

- ●風俗、習慣、宗教感情に配慮して言動には十分注意する。
- ●住居等に出入りする時が誘拐・襲撃に最も遭いやすいので、建物へ出入りする際は、周りに怪しい人物や車がないかチェックする。
- ●深夜や早朝の外出はできる限り控える。外出の際は家族や知人に行動予定を知らせ、なるべく複数人で行動する。
- ●単身赴任の場合、当地の友人や日本の家族等に定期的に連絡する。
- ●不審な電話があった場合には、警察、友人、同僚等に電話の内容を通知する。

イ 万が一人質となった場合

- ●絶対に抵抗せず、自分の命を最優先に行動する。
- ●捕らわれて孤独な状況に置かれても、警察、関係者、家族等の多くの人々が一体となって救出努力をしていることを忘れず、冷静沈着を心掛け、常に情勢を有利に導くよう努力する。
- ●犯人の指示にできるだけ従い、挑発したり、刺激したりしないよう言動に気を つける。

5 麻薬事件等に対する警戒

近年、海外で日本人が麻薬や覚せい剤などの違法薬物の密輸に関与して拘束され、死刑を含め重い刑罰を受ける事案が世界中で数多く報告されています。

その中には、アルバイトのような軽い気持ちで荷物の運搬を引き受け、知らない うちに違法薬物の運び屋にされ、空港において逮捕される事案もあります。

当国でも違法薬物の蔓延が重大な社会問題となっており、警察もその撲滅に力を入れています。マレ市内で違法薬物の売人とお茶をしていただけで、売人とともに 警察に連行された外国人もいます。

このような状況を理解し、違法薬物を所持しないことはもちろん、違法薬物の売人・使用者とは接触しないように注意して下さい。もし他人から「この荷物を日本の友人に渡して欲しい」等の依頼があった場合、十分に注意し、違法薬物の密輸に巻き込まれないように十分注意してください。

6 緊急時に役立つ簡単な現地語

首都マレ市など都市部では、現地語(ディベヒ語)とともに、英語も良く通じます。

泥棒 vagu(ヴァグ)

2~3回繰り返して「ヴァグ、ヴァグ、ヴァグ」と言う。

助けて! Ehee vey! (エヒーヴェー)

警察 fuluhun (フルフン) (または、英語のPoliceで通じます)

パトカー fulhunge kaaru(フルフンゲー・カール) (または、英語のpolice carで通じます)

警察を呼んでくれ! Gulhaa fuluhunnah.

救急車 英語のAmbulance (アンビュランス)を使います。

火事だ! Alifaan! (アリファーン)

Ⅲ 事故防止対策

1 交通事故

(1) 道路状況

首都マレ市は全般的に道路が狭く、ブロック舗装で状態が良くない箇所が多く、路上駐車が多ので、歩行の際には足下に十分な注意が必要です。また、首都マレ市では建設中の建物と歩道の間に十分な間隔がとられていない場合が多いので、落下物等にも十分な注意が必要です。

(2) 車・バイクの走行

ア 首都マレ市など、車やバイクが走行している島では、タクシーも含め歩道に乗り上げながら運転すると言った乱暴な運転も見られます。特に夜間や早朝は乱暴な運転の車やバイクが増える傾向にありますので、急な飛び出し等に十分な注意が必要です。また、交差点ではレーンに関係なくバイクが右左折をする場合がありますので、周囲を十分に確認してください。

イ マレ・空港・フルマレ間を繋ぐ橋をバイクで走行する際は、ヘルメットの着用 が義務づけられています。必ずヘルメットを着用するとともに、安全走行に努めて ください。

2 海上での事故

(1) 船舶事故

島嶼国のモルディブでは船も重要な交通機関ですが、その運航は天候に大きく左右され、悪天候下での転覆事故等が発生しています。悪天候の際は乗船を見合わせる等の安全措置を執るようにしてください。また、乗船の際には必ずライフジャケットを着用するようにしましょう。

(2) 水難事故

マリンスポーツ・スクーバダイビング等での水難事故が発生しています。これらのスポーツを楽しむ際には無理をせず、前日から十分な休息を取り、体調管理に努めてください。

Ⅳ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

〈内乱、暴動、大規模自然災害等に備えた心得〉

万一、内乱、暴動、大規模自然災害等(以下「内乱等」という)の緊急事態が発生した際には、大使館は全力でその対応に当たります。同時に在留邦人の皆様におかれても、平素から自己の安全対策に万全を期する努力をしていただくことが大切です。

大使館では、緊急時に在留邦人の皆様が的確かつ迅速に対応できるよう、以下の とおり平素の心構えと必要な準備及び緊急時の行動について必要な諸点をまとめま した。

在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に、緊急時に落ち着いて対処するよう心掛けて下さい。

- ●退避時には〈緊急時における携行品等〉を携行してください。
- ●日頃から、このマニュアルに定期的に目を通してください。

1. 平素の心構え・準備

(1)連絡体制の整備

- ア 外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出 することが法律で義務付けられていますので、速やかなご提出をお願い致しま す。
- イ 緊急事態発生の際には、当大使館より在留届で登録頂いたメールアドレスや電話を通じて情報を提供します。また、必要に応じ退避要領等につきご連絡します。
- ウ 在留届の連絡先に変更があった場合には、速やかに在留届電子届出システム 〈ORRnet〉(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/)で変更するか、在モルディブ日本 国大使館にご連絡下さい。上記イにあるとおり、携帯電話番号やEメールアド レスの更新は特に重要です。また、帰国される場合には、帰国届を提出して下さい。
- エ 緊急事態はいつ起こるとも限りません。緊急事態に備え、家族間及び職場内の 緊急連絡方法につき決めておき、お互いに所在を確認できるようにして下さ い。

(2) 一時避難場所及び緊急時退避先

ア 一時避難場所の検討

内乱等の場合は、巻き込まれないよう、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近付かないことを心掛けてください。緊急の際のとりあえずの 避難場所(知人の家など外部との連絡可能な場所が望ましい)を日頃から検討して おいてください。

イ 緊急時退避先等

大使館から、緊急事態発生時の状況に応じて、緊急時退避先への集結を勧告することがあります。一方、地方の住民島に居住する在留邦人については、地方行政機関の指示に従ってください。

(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備

- ア 旅券、現金、医薬品等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめ て保管しておいてください。
- イ 緊急時には一定期間自宅での待機も予想されますので、非常用食料、飲料水、 医薬品、燃料等を目安として約10日分準備しておくことをお勧めします(IV 資料〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉を参照)。
- ウ 緊急退避先へ避難後、暫く退避先で待機しなければならない事態もあり得ま す。その際、食料、飲料水、日用品、寝具等の生活品が不足することが予想さ れますので、各人でできるだけ持参して下さるようにお願いします。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、当大使館は所要の情報 収集及び情勢判断を行い、その対策を策定し、緊急連絡網、領事メール、外務省海 外安全ホームページ等を通じ、随時最新状況を通報します。平静を保ち、デマに惑 わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2)情勢の把握

- ア 当館からの連絡は、原則として在留届に記載されたメールアドレスに宛てたE メールによる一斉通報等により随時通報します。
- イ 緊急事態が発生した際は、現地・海外報道、衛星放送テレビ等による情報収集 を各自心掛けてください。

(3) 大使館への通報等

- ア 緊急事態が発生した場合は、大使館から在留邦人の皆様に安否確認等の電話連絡を行いますが、自らも積極的に大使館に安否をご連絡下さいますようにお願いします。特に、大使館が把握している以外の場所に移動する場合、在留届に記載した連絡先に変更がある場合は、自らご連絡頂くことで早期の確認が可能となり、重要事項等を漏れずにお伝えすることができます。
- イ 自分や家族、または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ場合、迅速か つ具体的にその状況を大使館に連絡して下さい。
- ウ 緊急事態においては、助け合いが大変重要になります。大使館からも在留邦人 の皆様に種々の助力をお願いするかもしれませんが、ご協力のほどよろしくお

願いします。特に現場情報は、他の在留邦人の方の貴重な情報ともなり得ますので、随時大使館に通報して下さい。

(4) 国外への退避

- ア 事態が悪化し、各自又は会社等の判断により自発的に、あるいは大使館の勧告により帰国又は第三国へ避難する場合は、その旨を大使館に通報してください。大使館への連絡が困難な場合は、日本の外務省(03-3580-3311)の海外邦人安全課または南西アジア課へご連絡下さい。
- イ 大使館が「退避勧告」を出した場合、一般商業便が運航している間は、それを 使って可能な限り早急に国外へ退避することとし、便名等を大使館にご連絡下 さい。一般商業便が運航中止となった場合や満席で予約が取れない場合には、 大使館の指示に従って下さい。臨時便やチャーター便、または海上ルートを利 用して退避が必要となることもあります。
- ウ 事態が切迫し、大使館より退避又は避難のための集合を勧告された場合には、 指定された緊急避難先に集合してください。その際、暫くの間、同避難先で待 機する必要性がある場合も想定されますので、可能であれば非常用物資 (N)資 料〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉参照) を持参するようお願いしま す。
- エ 一方、緊急時には自分及び家族の生命・身体の安全を第一に考え、その他の携 行荷物は最小限にして下さい。

V 資料

〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉

(1) 旅券等

- ア 旅券は、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください(6ヶ月以下の場合は、大使館に切替発給の申請をして下さい。)
- イ 旅券の最終頁の「所持人記載欄」はもれなく記載しておいてください。下段に 血液型も記入することをお勧めします。
- ウなお、当国における滞在査証等は常に有効なものとしておくことが必要です。

(2) 現金、貴金属、預金通帳等の有価証券、クレジット・カード

- ア これらは、旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。
- イ 現金は家族全員が最低限 1 O 日間程度生活できる程度の外貨及び当座のための 現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。なお、出国する場合、空港 使用料も必要です。

(3)独自の移動手段の確保

移動手段を持っていない人は、それを持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え次の携行品を準備しておいてください。

衣類・着替え、履物、洗面用具、非常用糧食(缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食、ミネラルウォーター等)、医薬品等(常用薬、常備薬、衛生綿、包帯、絆創膏等)、ラジオ(電池の予備)、懐中電灯(電池の予備)、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット又は防災頭巾(応急には椅子用クッション)

その他気づいたものがあれば、忘れないうちにすぐに準備をしておいてください。常日頃の準備が肝要です。

〈緊急時連絡先リスト(モルディブ)〉

モルディブの国番号(960)

	モルノイノの四番与(900)		
日本国政府			
	電話 330-0087		
	FAX 330-0065		
在モルディブ日本国大使館	上記が不通の場合は		
	778-8471 または 778-8492		
	E-mail: ryoujimale@mo.mofa.go.jp		
外務省(海外邦人安全課、南西アジア課)	(代表) 03-3580-3311		
ホテル			
ムーカイ - Mookai Hotel	333-8811		
ジェン - Hotel Jen	330-0888		
サマセット - The Somerset Hotel	300-9090		
マーギリ - Maagiri Hotel	331-8484		
(空港島)フルレ・アイランド - Hulhule Island Hote	333-0888		
航空会社			
マレ国際空港 フライト・インフォメーション	332-2211		
スリランカ航空 - UL	333-3668		
シンガポール航空 - SQ	331-0031		
カタール航空 - QR	333-4777		
エミレーツ航空 - EK	331-5465		
病院			
インディラ・ガーンディー・メモリアル病院 - IGMH	333-5335		
ツリー・トップ病院 - TREE TOP Hospital	335–1610		
エー・ディー・ケー病院 - ADK Hospital	331-3553		
その他			
モルディブ外務省	332-3400 (FAX 332-3841)		
警察	119		
消防	118		
救急車	102		

在モルディブ日本国大使館 http://www.mv.emb-japan.go.jp/ 外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/